

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百六十五号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月一日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表に第27部として次のように加える。

	第27部	追	補	(23)			
	内	用		薬	規	格	
品		名			単	位	
						薬	
						価	
						円	
(リ)							
㊦	リスペリドン内用液0.5mg分包「ファイザー」				0.1%	0.5mL 1包	32.00
㊦	リスペリドン内用液 1 mg分包「ファイザー」				0.1%	1 mL 1包	57.80
㊦	リスペリドン内用液 2 mg分包「ファイザー」				0.1%	2 mL 1包	104.50
㊦	リスペリドン内用液 3 mg分包「ファイザー」				0.1%	3 mL 1包	150.90